

令和8年(フ)第1846号

東京都江戸川区春江町5丁目1-3 ヴィラ一之江A203

破産者 吉田 和也

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1847号

東京都港区港南4丁目2-4-1825

破産者 梅澤 良介

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1849号

東京都世田谷区奥沢7丁目4-13-102

破産者 戸田 雄介

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1853号

東京都大田区本羽田1丁目13-12

破産者 鈴木 麻衣

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1864号

東京都足立区足立2丁目34-4-101

破産者 川村 優香

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1895号

東京都練馬区上石神井3丁目28-21-202

破産者 磯村 周

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1896号

東京都葛飾区東新小岩1丁目9-8-403

破産者 笹葉 智也

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1904号

東京都文京区千駄木4丁目18-17-201

破産者 小野 有紀(旧姓大杉)

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1907号

東京都江戸川区北小岩3丁目7-2-102

破産者 藤田由紀郎

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1913号

東京都杉並区上井草3丁目14-29-101

破産者 舘野 香純

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第1986号

東京都足立区綾瀬2丁目11-13-104

破産者 佐藤 織絵

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2003号

愛知県豊田市藤岡飯野町五釜1169-51 アイシン藤岡寮211号、開始決定時の住所東京都羽村市富士見平1丁目12-1-203

破産者 久野 太暉

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第2048号

埼玉県所沢市東所沢1丁目35-1-5-104

破産者 青木 正也

- 1 決定年月日 令和8年5月29日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和8年(フ)第333号

群馬県高崎市井野町473-2ラ・ヴェール高崎II103号室

破産者 株式会社Pay-Forward

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

前橋地方裁判所高崎支部

令和7年(フ)第566号

埼玉県桶川市坂田西二丁目13番地の11

破産者 有限会社さいたまパッケージ

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2085号

埼玉県川口市芝下三丁目19番36号

破産者 株式会社プリンティングワークス

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第2352号

さいたま市西区三橋6-412-9

破産者 合同会社Enterrade

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和8年(フ)第433号

東京都世田谷区北沢1丁目39-17-206号

破産者 久保田貴之

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

東京地方裁判所民事第20部

令和7年(フ)第17号

岐阜市長良若葉町二丁目1番地の1

破産者 丸東食品株式会社

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

岐阜地方裁判所

令和7年(フ)第1307号

大阪府門真市野里町2番25号

破産者 株式会社松栄

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第5854号

大阪府吹田市古江台5丁目3番14号

破産者 一般社団法人刻

- 1 決定年月日 令和8年6月1日
- 2 主文 本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。

大阪地方裁判所第6民事部